

中国法の法制度

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田幸雄

はじめに

日本企業による対中国投資が、対米投資と肩を並べた。投資のみならず、貿易、生産委託、技術・ライセンス供与などさまざまな形態の取引が行われている。これら取引の際には、当然ながら国際契約が締結される。さまざまな取引が実態として行われているが、一方で中国法を理解し、適切な国際契約が締結された取引は、必ずしも多くないといえる。このために対中事業展開の中で、多くのビジネス紛争が生じている。

ビジネス紛争を未然に防止するためには、中国法、中国企業との契約のあり方についての理解も不可欠である。そこで、今回からごく簡単ではあるが中国法の体系、とりわけ涉外経済法について紹介をすることとしたい。

第1回目として、以下、(1)中国法の発展過程と(2)2004年3月の憲法改正における中国の変化について叙述する。また、(3)涉外経済貿易関連法の体系を示しておき、次回以降は涉外経済貿易関連法のうち、とりわけ対中事業の実務の展開の上で重要と思われる法律について順次紹介することとしたい。

1 中国法の発展過程

中国法には、独特な法形成・発展過程がある(浅井敦『現代中国法の理論』東京大学出版会、1973年)。中華人民共和国成立時には、社会主義革命の法であり、社会主義(政治)革命の後の社会主義経済の形成とあらゆる社会主義的上部構造の形成、とりわけ社会主義国家権力の樹立、発展および強化と密接な関係を有していた。しかし、その後の文化大革命期には、近代立憲主義的な「法の支配」の観点からは理解しがたい「大衆の支配」を、その原理的基礎として形成、発展してゆく。1978年の対外開放以降に入ってから、はじめて法理論面で、中国は、現代化路線にもとづく「改革・開放」政策にしたがって、法制整備に取り組む時期に入った。そして、WTO加盟後に現代法の形成過程に入ったといえる。

2 現代法の形成と憲法改正

2004年3月の全国人民代表大会における憲法改正は、現代法の形成にかかわり、特筆すべきことである。憲法改正は、第10次5ヵ年計画期における立法計画(改正を含む)以上にのぼっていたものである。そもそも中国としては、第一に、WTO

表1 10期5ヵ年計画期間における立法計画
(計76件、うち10・5期間中に審議する法律は59件)

分類	法律名など
憲法および関連法	憲法(既改正)など10件
民商法	物権法、権利侵害責任法、涉外民事関係法律適用法、商事登記法、企業破産法、証券投資基金法、会計法(改正)、パートナーシップ企業法(改正)、商業銀行法(改正)、証券法(改正)の10件
行政法	行政許可法(既公布)ほか16件
経済法	国有資産法、外為法、独占禁止法、アンチダンピング・反補助金法、企業所得税法(企業類型別の所得税法を統一)など14件
社会法	労働契約法など6件
訴訟・非訟手続法	刑事訴訟法(改正)、民事訴訟法(改正)、仲裁法(改正)の3件
その他立法を研究するものとして、行政手続法、政務情報公開法、西部開発促進法など17件	

(出所) 全国人民代表大会常務委員会資料より

加盟国からの要請に応じるということと、第二に、
 自国経済活性化という思惑の2つの側面からの法
 改正・整備の必要性を認識している。

2004年3月の憲法改正は、過去の改正に比べ、
 内容が多岐にわたり、改正の範囲も広範に及ぶも
 のであった。

この改正の主な内容は、(1)「3つの代表」思想
 の明記、(2)私有財産の保護強化、(3)非公有制経済
 の地位向上、(4)人権保護の強化、(5)人民主権の範
 囲拡大および権利強化、(6)政治文明の明記、(7)
 国家主席の職権の拡大、(8)社会保障制度確立を国
 家目標とすることなどである。

外国企業に強くかかわると考えられる憲法改正
 は、(1)~(3)である。

① 3つの代表および社会主義事業の建設者

憲法序文に「3つの代表」および「社会主義事
 業の建設者」という言葉が挿入された。

「3つの代表」とは、a) 先進的な社会生産力の
 発展の要請、b) 先進的な文化の前進の方向、c)
 最も広範な人民の根本的利益の3点を党が代表す
 ることを2000年2月、江沢民が広東省視察時に発
 表したものである。

そして、党を担うのが「社会主義事業の建設者」
 である。この社会主義事業の建設者とは、具体的
 に誰をいうのか。この概念には、民营科学教育企
 業の創業者および技術者、外資企業の管理者およ
 び技術者、个体戸、私営企業主などが含まれると
 されている。

ここに外資企業の従業員である管理者および技
 術者が、確実に「社会主義事業の建設者」として、
 認容されたといえる。

② 私有財産の保護

「公民の適法な私有財産は侵されない」(8条)
 とした。

この改正は、個人の財産権、例えば、所得、預
 金、不動産などの所有権の保護について、従来か
 ら規定は存在していたものの、土地の収用などに
 かかわる手続や補償問題など、実質的に保護され
 ていないのではないかと考えられるケースが少な
 くなかったからである。また、もう1つの改正背
 景として、社会主義体制にあっても私営企業が興
 隆しているということもある。私営企業数は244万
 社(2002年末)、GDPへの寄与度は3分の1超に達
 している。中国国民経済の高成長を維持するには、

私営企業の活力を利用することも必要である。こ
 の場合、憲法上、個人の財産権の保護について具
 体的に規定されることが不可欠との認識がある。

③ 非公有制経済の地位向上

11条2項は、旧憲法において「国は、个体経済、
 私営経済の適法な権利および利益を保護する。」と
 規定されていたところ、新憲法は「国は、个体経
 済、私営経済など非公有制経済の適法な権利およ
 び利益を保護する。」(下線は筆者による。)とした。
 “など”に含まれるものが外資企業である。

3 涉外経済貿易関連法の体系

涉外経済貿易関連法の体系は、国内立法と国際
 条約、二国間条約から形成されている。基本的に
 以下の通り分類することができる。

(1) 原則規定

涉外経済貿易関連法の原則を規定するのは、
 「憲法」、「民法通則」である。

(2) 基本法

直接的な涉外経済貿易の基本法には、例え
 ば、「対外貿易法」、「海関法」、「輸出入商
 品検査法」、「中外合資経営企業法」、「外資
 企業法」(いわゆる独資企業法)などがある。

(3) 行政法規

涉外経済貿易関連に関する行政法規には、
 例えば、「海洋石油資源の对外合作開発条例」、
 「輸出商品管理暫定弁法」などがある。

(4) 国際条約、二国間条約

1998年末までに、180余カ国と二国間の経済
 貿易取決めを締結し、90カ国と投資保護協定
 を締結している。中国が加入し、または締結
 している国際条約、二国間条約には、次の範
 疇のものがある。①商務条約または通商航海
 条約、②貿易協定、支払協定、③借款協定、
 経済援助協定、経済技術合作協定、④同盟条
 約 例えば、「国連国際貨物売買契約条約」、
 「工業所有権保護に関するパリ条約」、「国家
 および他国公民との間の投資紛争解決に関す
 る条約」などがある。中国のWTO加盟に伴い、
 国際条約も中国の涉外経済貿易関連法の重要
 な構成部分となっている。

(5) 地方の涉外経済貿易関連法規

(つづく)